

求職者等と面談を行う際の留意事項について

1 面談について

教員等採用選考試験受験者、臨時的任用職員・会計年度任用職員応募者、教育実習生、学校体験活動参加者等（以下「求職者等」という。）との面談は、次の事項に留意して行います。

- (1) 原則として、あらかじめ指定した時間及び場所で行うこと。
- (2) 複数の教職員で対応すること。やむを得ず一人で対応する場合は、管理職が面談の日時、場所及び目的を把握すること。
- (3) 庁舎、学校その他の公的な場所で行い、教職員又は求職者等の自宅、飲食店等では行わないこと。
- (4) 求職者等との連絡には、原則として県又は学校が指定する電子メール、電話等を使用し、教職員個人のSNS、私用メール等によるやり取りは行わないこと。
- (5) 質問、説明及び指導は、採用選考、教育実習、学校体験活動等の目的に必要な範囲で行い、求職者等の私生活その他の個人に関する事項に不当に立ち入らないこと。
- (6) 求職者等の心情及び意向に十分配慮し、不安、不快感又は困惑を与えるおそれがある場合は、面談の中断、対応者の変更その他必要な措置を講ずること。
- (7) 面談の場面に限らず、求職者等との関係を利用した私的な誘い、性的な言動又は要求その他のハラスメントに該当する言動を行わないこと。

2 相談又は苦情への対応について

求職者等からハラスメントに関する相談又は苦情申出があった場合は、次の事項に留意し、ハラスメントに該当するか否かが明らかでない場合を含め、相談を受け付け、対応します。

- (1) 求職者等から相談を受ける者は、相談者の意向等に配慮し、関係者から事情を聴取するなど、事実関係を迅速かつ正確に確認すること。
- (2) 必要に応じて対応者の変更、相談者と行為者との隔離その他の措置を講じること。
- (3) 相談者及び関係者のプライバシー及び秘密を保護するとともに、相談、苦情申出又は事実確認への協力を理由として、不利益な取扱いを行わないこと。